

## 平成29年度第1回東京都広告物審議会

平成29年7月11日（火）

東京都庁第二本庁舎31階特別会議室27

午後3時00分 開会

○米田課長 定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第1回東京都広告物審議会を開会させていただきます。

本日はお暑い中、また御多忙のところ、当審議会に御出席いただきありがとうございます。

私は、当審議会事務局の都市整備局都市づくり政策部で緑地景観課長をしております米田と申します。よろしくお願ひいたします。では、着席させていただきます。

当審議会には2つの小委員会がございます、あらかじめ審議会で小委員会の委員を選任する必要がございます。そういった意味で、お忙しいところ恐縮ではございますが、本日は全ての委員の皆様にお集まりいただいたところです。

これまでと同様、会長に議長をお願いいたしますまでの間、私のほうで審議会の進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

審議会開会前に事務局から、皆様の前にございますマイクの使用について御案内いたします。発言をされる場合は、机上のマイクの下のほうにあるボタンを押して、赤くランプが点灯してから御発言をお願いいたします。また、発言が終わりましたら、同じようにボタンを押して赤いランプが消えるのを御確認願ひます。よろしくお願ひいたします。

初めに、本日出席の委員の方は17名の予定で、まだ松原先生がいらしていませんけれども、16名でございます。山崎委員、横山委員、保坂委員、臼井委員、山本委員は御欠席ですが、東京都屋外広告物条例第63条第1項の定足数を満たしていることを報告いたします。

それでは、まず、本日お手元にお配りした資料を確認させていただきます。机上に配付しております資料ですけれども、資料1から3、それからA4の印刷物となっております。それから、冊子でございます「東京都屋外広告物条例の手引」、それと「屋外広告物のしおり」、一番下に「東京都屋外広告物審議会運営要綱」を用意させていただいております。

それでは、今年度第1回目の広告物審議会でございますので、審議に先立ちまして事務局の紹介をさせていただきます。

都市整備局次長の別宮でございます。

都市整備局技監の上野でございます。

景観担当課長の寺沢でございます。

屋外広告物担当課長の遠藤でございます。

屋外広告物担当課長代理の安藤でございます。

改めまして、私、緑地景観課長、米田と申します。よろしくお願いいたします。

(午後3時04分 松原委員入室)

○米田課長 それでは、審議に入ります前に、都を代表いたしまして、都技監の邊見から御挨拶申し上げます。

○邊見都技監 東京都技監邊見でございます。本日はお忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

日ごろから都の屋外広告物行政に御理解と御協力を賜りまして、深く感謝を申し上げます。本日は委員改選後初めての審議会になるということでありまして、審議会委員の皆様には、御就任を承諾いただいた皆様に厚く御礼を申し上げます。また、今期新たに5名の委員の方に新規に就任をしていただいております。何とぞどうぞよろしくお願いいたします。

都市整備局では、都市計画審議会の答申を受けまして、今、2040年に向けた都市づくりのランドデザインの策定の作業を進めてございます。5月に素案を公表して、この夏中には最終案を取りまとめる予定でございます。その中では、よりよい都市、より魅力的な都市の実現を目指してさまざまな取り組みを進めていくということにしております。

こういった一環の中にもありまして、屋外広告物の観点からも、現在、特例許可によりまして、広告料収入をエリアマネジメント活動の財源に充当することを認めてございますが、今後こうした仕組みを適切に運用して、より魅力ある景観形成につなげていく、こういったこともますます重要になってくると考えてございます。

それから、東京2020大会までいよいよ3年となっております。気運醸成を高めるための屋外広告物の増加も予想されるところでございます。例えばデジタルサイネージなどの新技術を活用した掲出もふえてくると考えられますが、こうした屋外広告物の特例許

可案件についても、良好な景観形成の観点から御審議をお願いするということになると考えてございます。

今後とも委員の皆様方におかれましては、引き続き美しく魅力のある東京の実現のために活発な御議論、御審議をお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○米田課長 ありがとうございます。都技監からもございましたように、本日は委員改選後初めて開催する審議会でございます。委員22名中5名の委員が新たに就任されました。

そこで、まず委員の皆様方の御紹介をいたします。お手元でございます資料1の東京都広告物審議会委員名簿をごらんください。恐縮でございますが、私のほうから名簿の順に御紹介させていただきます。

佐々木宏委員でございます。

有賀隆委員でございます。

佐藤尚巳委員でございます。

山形季央委員でございます。

加藤幸枝委員でございます。

松本守委員でございます。

山崎義久委員は、本日ご欠席でございます。

小池知子委員でございます。

松原隆一郎委員でございます。

清水きよみ委員でございます。

鈴木弘貴委員でございます。

西尾昇治委員でございます。

山田眞二委員は、代理の方が御出席いただいております。

萩尾孝之委員でございます。

横山巖委員は、本日御欠席でございます。

石原能郎委員でございます。

保坂展人委員は、本日御欠席でございます。

臼井伸介委員についても、本日御欠席でございます。

山本仁委員についても、本日御欠席でございます。

邊見隆士委員でございます。

西倉鉄也委員は、代理の方が御出席いただいております。

高橋淳委員は、代理の方が御出席いただいております。

皆様、ありがとうございました。

なお、都技監の邊見は所用のため、これにて欠席させていただきます。御了承のほどお願いいたします。

それでは、続きまして会長の選出に移らせていただきます。広告物審議会会長につきましては、東京都屋外広告物条例第60条第1項の規定に基づき、学識経験者のうちから、委員の皆様の互選により選出いただくこととなっております。いかがでしょうか。どなたか御推薦はございませんか。山形委員。

○山形委員 景観と広告行政全般にわたりまして幅広い知識をお持ちで、審議会での実績もあります松本委員に会長をお願いしたいと思います。

○米田課長 ただいま松本委員に会長をお願いしてはどうかという御発言がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○米田課長 異議なしというお声がありました。松本委員には、恐縮でございますが、会長をお願い申し上げたいと考えます。いかがでしょうか。

○松本委員 はい。

○米田課長 ありがとうございます。

それでは、松本守委員を会長に選出させていただきます。恐れ入りますが、松本委員、会長席にお移り願いたいと存じます。

(松本委員、会長席へ移動)

○米田課長 それでは、東京都広告物審議会運営要綱第5条の規定に基づきまして、松本会長に議長をお願いいたしたいと思います。松本会長、お願いいたします。

○松本会長 松本でございます。改めて御挨拶申し上げます。ただいま御推挙いただきました松本でございますけれども、会長という大任をお引き受けすることになりまして、大変、身の引き締まる思いがしております。

先ほど都技監からの御挨拶にございましたけれども、東京オリンピック・パラリンピックまであと3年ということでございますので、屋外広告物に対する要請といいますか環境も随分変わってくると思いますけれども、それに向かっていろいろと皆さんの御協力を得

ながら円滑な審議会の運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議長を続けさせていただきます。

東京都屋外広告物条例第60条第3項によりますと、「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」ということになっております。そこで、この際、会長代理を指名させていただきたいと思っております。

大変僭越でございますけれども、3月まで一緒に小委員会をやらせていただきました有賀委員にお引き受け願いたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○有賀委員 はい。会長の御指名ですので、お引き受けいたします。

○松本会長 ありがとうございます。恐れ入りますが、有賀委員、会長代理席にお移りをお願いいたします。

(有賀委員、会長代理席へ移動)

○松本会長 また、有賀委員には、審議会運営要綱第12条第2項によりまして、私とともに議事録の署名人になっていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、小委員会の設置について、事務局から御説明をお願いいたします。

○遠藤課長 それでは、事務局のほうから説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

それでは、私のほうから小委員会の設置につきまして御説明をいたします。お手元の資料2をごらんください。

広告物審議会では、従来より、審議の迅速性、効率性を確保するため、審議会の下部組織としまして2つの小委員会を設置してまいりました。今期におきましても同様に、2つの小委員会の設置についてお諮りをするものでございます。

まず、1の特例小委員会でございます。東京都屋外広告物条例第30条に、特例許可という項目がございます。資料2の1の(1)に記載しておりますけれども、「条例上の基準、規格には合致しない」場合であって、「景観又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない広告物等で特にやむを得ないものについては、広告物審議会の議を経て許可することができる」というようになっております。この特例許可に関して御審議をいただくのが特例小委員会という委員会でございます。

案件について、例えば景観面や安全面、そして公益性ですとか、本当にやむを得ないものとか、特例許可を出すのにふさわしい案件であるのかといった観点から御審議をしてい

たきます。

昨年度の案件としましては、禁止区域の道路空間で行うイベントに第三者広告を表示するとか、それから鉄道車両へのアニメキャラクター表示などがあります。

構成としましては、条例第64条第2項に基づきまして、学識経験者5名で構成するという事になってございます。

また、この小委員会の権能でございますが、条例第64条第3項により、特例小委員会での議決は審議会の議決とすることができるとしてございます。

それから2つ目の小委員会でございますが、規格等検討小委員会というものでございます。基準、規格を超えた新しい技術を使った広告物ですとか、都内のさまざまな地域の特性に応じた広告の規制ですとか禁止区域の告示等について、調査審議していただくということを目的とした小委員会でございます。

この小委員会で御審議いただいた結果は、調査審議の結果とあわせて審議会に報告、お諮りしまして、結論を出していくことにしてございます。

委員構成につきましては、要綱第14条第2項に基づきまして、審議会委員の中から会長が指名するという事にしております。

事務局としましては、従来どおり、この2つの小委員会を設置いたしまして、それぞれの案件を御審議いただければと考えております。

御説明は以上でございます。

○松本会長 ありがとうございます。ただいま2つの小委員会の設置について事務局から御説明がありましたけれども、この御説明について何か御意見、あるいは御質問等ございますでしょうか。（発言なし）

それでは、小委員会を設置するという事で御了解いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○松本会長 異議なしの声でございますので、それぞれ2つの小委員会の設置を議決いたしました。

引き続き、特例小委員会の委員の指名に移らせていただきたいと思います。

特例小委員会委員の指名につきましては、条例第64条第2項の規定により、学識経験者の審議会委員の中から会長が指名する5名ということになっております。

そこで、学識経験委員から5名の委員を僭越ながら指名させていただきます。

まず最初に、有賀隆委員、お願いいたします。

次に、山形季央委員、お願いいたします。

次に、小池知子委員、お願いいたします。

次に、加藤幸枝委員、よろしくお願いいたします。

それから、5名ですから、僭越ですけれども、私、松本守が務めたいと思っております。

以上、御指名をさせていただきましたけれども、この御指名についていかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松本会長 特に異議がないようでしたら、以上の方々に決めさせていただきたいと存じます。

次に、規格等検討小委員会の設置についてお諮りいたします。

資料2にありますとおり、規格等検討のための小委員会を設置しようと思いましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松本会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、規格等検討小委員会の設置について、議決されたものといたします。

引き続き、規格等検討小委員会の委員の指名に移らせていただきます。

規格等検討小委員会委員の指名については、広告物審議会運営要綱第14条第2項の規定により、委員等のうちから会長が指名する委員によって組織するとなっております。

そこで、条例第58条各号の委員から最低1名以上、合わせて10名の委員を僭越ながら指名させていただきます。

先に、学識経験者の中から佐藤尚巳委員、佐々木宏委員、有賀隆委員、山崎義久委員、加藤幸枝委員、松原隆一郎委員。

次に、広告主の代表委員の中から西尾昇治委員。

広告業者の代表委員の中から横山巖委員。

関係行政機関代表委員のうち山本仁委員を、東京都職員のうち邊見隆士委員を御指名させていただきます。

以上の方々を指名させていただきましたけれども、このほか、専門委員として、東北芸術工科大学教授の山畑信博氏を指名させていただきます。

以上の方々の指名について、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松本会長 ありがとうございます。今後は、議決のとおり2つの小委員会を設置し、調査審議を行ってまいりたいと思います。

次に、広告物審議会の昨年度の実績及び今年度の予定につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○遠藤課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、平成28年度の実績につきましては、本年3月の審議会でも報告をさせていただいたところでございますが、本年度新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、具体的な審議会の活動を知っていただくため、概要をかいつまんで御説明をいたします。

28年度は、29年4月の特例小委員会の持ち回り審議を含めまして、本審が1回、特例小委員会6回、規格等検討小委員会1回の都合、計8回の開催実績となっております。

まず初めに、第1回の特例小委員会でございますが、2つの審議事項と1つの報告事項でございます。1つ目のライブサイトにおける第三者広告の掲出につきましては、リオ大会を応援して、東京2020大会の開催気運を醸成するためのスポーツ体験イベントでございました。

場所は、台東区の上野恩賜公園と立川市の昭和記念公園でございました。屋外広告物条例上の禁止区域である公園に、スポンサーの企業ロゴが掲出されることから御審議いただきまして、御承認をいただきました。

2つ目の鉄道車両へのアニメキャラクター表示についてですが、この案件は西武鉄道の銀河鉄道999のラッピング広告でございます。電車の車体利用広告は、基本的に当該面積の10分の1、または電車を利用した催し物や行事等の場合は10分の3まで表示することが可能でございますが、この規格を超える表示には特例許可が必要になるということから、御審議をいただきまして、御了解をいただきました。

また、報告事項としましては、広告付きバス停上屋の新規格の試行設置について報告をさせていただきました。

広告付きバス停上屋の規格に関しては、バス事業者の団体のほうから、広告の数を現行の1基2面から2基4面まで認めてほしいという要望書が出されまして、これに対処するため、バス停上屋に第三者広告を掲出せずに、非営利広告を表示しまして試行設置を行い、歩行者、通行車両との安全性やバス運行への影響について検証すること。

その検証結果を踏まえまして、改めて広告物審議会に諮ることを報告させていただいたところでございます。



2回目の特例小委員会につきましては、4つの審議事項でございますが、まず1つ目が、新宿副都心エリアの屋外広告物の掲出でございます。この案件は、国家戦略道路占用事業の一環としまして、都庁北側の都道4号街路の道路空間等を活用しまして、歩道上にラウンジ空間等を創出して、道路、公開空地等を一体的に活用するイベントでございます。

禁止区域である歩道上に、第三者広告のついたフラッグや案内掲示板等を掲出することにつきまして御審議をいただき、御承認をいただきました。

2つ目の調布市下水道マンホール蓋への第三者広告の掲出でございます。調布市が設置する下水道マンホール蓋に、映画会社のロゴマーク等を表示しまして禁止区域の道路に設置するということから、特例許可が必要となりまして、魅力的なまちづくりという観点で御審議をいただきまして、御了承をいただきました。

3つ目の日本橋シティドレッシングに係る屋外広告物の掲出でございます。日本橋仲通りのコレド室町1とコレド室町2をつなぐ道路上の回廊に、コの字型の大型LEDを設置いたしまして、リオ大会で日本代表選手の活躍をオリジナル映像で放映するという内容でございます。スポンサーのCM映像やコンテンツについて御審議をしていただきまして、御了解をいただきました。

4つ目が、ライブサイトのステージLEDでの第三者広告の掲出でございます。昨年の6月の第1回目の特例小委員会の時点で、この広告の内容が未確定でございまして、パブリックビューイングのステージLEDにスポンサーのCMを放送するというものの内容でございます。

ステージでの基本的タイムスケジュールやスポンサーのCM本数、主な広告の内容、CM放映のタイミングについて御審議をいただきまして、御了解をいただいたというところでございます。

報告事項としましては、屋外広告物を利用したエリアマネジメント支援事業について御報告をさせていただきました。都では、広告料収入を道路清掃や植栽などのエリアマネジメント活動の財源に充当するエリアマネジメントの支援事業を推進しております。都内では大丸有、秋葉原、渋谷駅前のこの3カ所で実施しております。その活動について報告をさせていただきました。

第3回の特例小委員会でございます。1つの審議事項です。リオのオリンピック・パラリンピックの日本代表選手団の合同パレードでの屋外広告物の掲出でございます。

これは、バスに商業広告を掲出できる場合は路線バスや観光バスということになってお

りますが、このパレードで使われました2階建てのバスにつきましては、この基準に合致していないこと。それから道路上にスポンサーの広告板を掲出するということがありましたので、特例許可が必要ということで御審議をいただき、御承認をいただきました。

4番目の第4回特例小委員会でございます。東京マラソン2017の屋外広告物の特例許可でございます。これは東京マラソンが11回目の開催となるということで、この場合はコースの一部変更とか、ゴール地点を行幸通りに変更したということが大きな特徴となっております。スタートゲートとかフィニッシュゲートとかのデザイン変更、それからフェンス用バナーなどの新規の広告の追加につきまして御審議をいただきまして、御了解をいただきました。

2つ目のTOKYOガンダムプロジェクトの立像の掲出でございます。既存のガンダム立像を解体しまして、お台場のダイバーシティにユニコーンガンダムを実物大の像として新規に建設するものでございます。商業地域では高さが13メートル以下というところが、この場合は高さが約21メートルになるということで特例許可が必要ということでございます。そういうことで審議をいただきまして、御了解をいただきました。

5番目の第1回規格等小委員会でございます。これは、二子玉川の東地区に関する禁止区域の適用除外区域の見直しについてお諮りしたものでございます。これについては、審議をいただきまして、御了解をいただきました。

それから6番目として、第1回本審議会の議題でございますが、同じく規格等検討小委員会でお諮りしました二子玉川東地区の禁止区域の見直しにつきまして、御承認をいただきまして、御了解をいただきました。

この適用除外区域の変更につきましては、本年6月9日に告示をいたしまして、6月30日に施行をされております。

7番目の第5回特例小委員会でございます。これは渋谷駅を中心地区で行う大型ビジョンについて報告をさせていただきました。大型ビジョンの掲出ということで、条例では表示面積の基準で、100平米を超える大型ビジョンの掲出につきましては特例許可が必要ということで、これに関しまして御意見をいただいたということでございます。今後の進め方の参考にしたいというふうに考えております。

8番目の第6回特例小委員会でございます。これは上野恩賜公園に第三者広告を掲出したというものでございまして、このイベントは、東京2020パラリンピックの体験ができる内容となっているものでございます。

禁止区域である上野公園に、第三者広告である公式スポンサーの企業ロゴが掲出されることから、御審議をいただきまして、御承認をいただいたということでございます。

以上が平成28年度の実績でございます。

続きまして、平成29年度の主な審議予定項目について御説明をさせていただきます。

2枚目のほうに書いてありますけれども、1番目の国のガイドライン、すみません、言葉足らずだったんですけれども、屋外広告物条例ガイドラインというのが正式の名前ですけれども、この国の屋外広告物条例ガイドライン（案）が改正をされまして、この改正に伴いまして、都条例の規則等についても改正をしたいということでございます。この国のガイドラインにつきましては、地方公共団体が屋外広告物条例を制定・改正する際の参考資料として位置づけられたものということでございます。

書いてあるとおり、都として、大きく3点について改正をしたいというふうに考えているところでございます。1つは、自己点検報告書における報告者の位置づけでございます。広告物の許可更新時には、自己点検報告書の提出が義務づけられております。この点検報告書の報告者は、現在、都条例では規定はされておられませんけれども、国は札幌での看板落下事故を受けまして、ガイドラインに位置づけをしたというところでございます。

2つ目は、その報告者を条例等で位置づける場合、報告者の資格が必要となるということでございます。そこで、その資格を明確にするということでございます。

さらに、自己点検報告書につきましては、現在、点検項目が6つしかないということになっておりまして、写真の添付も義務づけられておりませんので、内容の充実を図る必要があります。

これらの内容につきまして、準備ができ次第、規格等検討小委員会のほうにお諮りをしたいというふうに考えております。

2の新しい広告物等に関する意見徴収ということでございますが、2つ考えておりますけれども、1つは、河川部や運河周辺でプロジェクションマッピングなどの投影広告物を活用したイベントが広く行われているというところでございますが、このプロジェクションマッピングに商業広告を掲出したいといった動きがあります。

また、デジタルサイネージということで、大型ビジョンとかバス停上屋などへの掲出をするという、それらについても、取り扱いについて御意見を伺っていきたいというふうに考えております。

これらについても、先ほどの屋外広告物条例ガイドラインの改正に合わせまして、直近

の規格等検討小委員会の中で委員の皆様から御意見を賜りたいというふうに考えております。

3番目の特例小委員会の案件ですけれども、ここでは5点ほど書いておりますが、今年度中に特例小委員会のほうに諮る予定というふうに考えているところでございます。

まず最初の東京2020大会の機運醸成のイベントにつきましては、オリンピック・パラリンピックの気運醸成のイベントとして開催する際に、公式スポンサーのロゴマークとか企業名を表示した看板、フラッグ等を掲出するものでございますが、これにつきましては、案件が上がった段階で小委員会のほうにお諮りをしたいと考えております。

また、秋には新宿副都心エリアでイベントが行われ、道路空間に商業広告を掲出するという予定になっておりますので、これは予定ですと9月ぐらいに小委員会のほうに諮りたいと考えております。

8月ごろに広告付きのバス停上屋の新規格の実証実験を行い、新しい規格を満たすかどうかの実証実験を行うということになっておりますので、それからさらにあわせて、2月に東京マラソン2018が行われ、沿道にスポンサーの広告が掲出されることになっております。これを合わせまして、12月ごろに小委員会のほうにお諮りをしたいというふうに考えております。

最後に、現在、渋谷駅前で行われているエリアマネジメントにつきましては、3年目となりますので、来年3月までには更新に向けて、大型ビジョンを含めて、どのように取り扱っていくか審議していくということになりますので、これも小委員会のほうに、1月、2月くらいにはお諮りをしたいなというふうに考えております。

私からは以上です。

○松本会長 ありがとうございます。

ただいま事務局のほうから、28年度の実績と29年度の予定について御説明がございましたけれども、何か御意見、あるいは御質問ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。（発言なし）

それでは、以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。ありがとうございました。進行を事務局のほうにお返しいたします。

○米田課長 松本会長、ありがとうございます。

これもちまして、本日の東京都広告物審議会を閉会させていただきます。委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

午後 3 時 3 2 分 閉会